



精神障害者保健福祉手帳の申請手続が変わります

●変更点

(1)手帳申請に本人の顔写真が必要になります

平成18年10月1日以降認定分の手帳から本人の顔写真付に変わりますので、申請時に写真の提出が必要となります。既に手帳をお持ちの方は、更新時に写真付の手帳へ変更します。写真付に変更を希望の方は随時受け付けます。

(2)特別障害者給付金資格者証で手帳申請ができます

これまで、添付書類として医師の診断書または障害年金証書(精神障害を事由とする)のどちらかが必要でしたが、平成18年10月1日以降申請分から特別障害者給付金資格者証でも手帳申請ができるようになります。

10月から障害者福祉の制度が変わりました

障害者自立支援法の施行に伴い、10月から障害者福祉の制度が以下のとおり変更されました。

●地域生活支援事業がスタートします。

事業の内容は次のとおりです。利用したいサービスがありましたら、阿蘇市役所福祉課までお申し込みください。

事業名	内容
相談支援	障害児者や介護者の方の相談をお受けします。
コミュニケーション支援	聴覚障害児者の方の外出時等に手話通訳者等を派遣します。
日常生活用具給付	障害児者の方の日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。
移動支援	ヘルパーの派遣等により、移動時の支援を行います。
地域活動支援センター	障害児者の方が創作活動等を行う場を設置します。
訪問入浴サービス	障害者の方の自宅に入浴車で訪問し、入浴の介助を行います。
更生訓練費	施設を利用されている方に、訓練に要する経費を助成します。
日中一時支援	障害児者の方の日中活動の場を提供することにより、介護者の方の負担軽減等を図ります。
自動車運転免許取得・改造助成	障害者の方が運転免許取得又は自らが運転される自動車の改造に要する費用を助成します。

※利用者負担は事業別に設定しています。詳しくはお問い合わせください。

●補装具の制度(利用者負担、種目等)が変更されます。

平成18年9月まで補装具制度で交付されていたストマ用装具等は上記「日常生活用具給付」に移行します。(広報あそ9月号P18参照。)

サービスの詳細・利用手続きに関するお問い合わせ先

阿蘇市役所福祉課総合福祉係
TEL 22-3145 FAX 23-1512

●手帳申請に必要な書類

申請書、本人の顔写真1枚、印鑑、左記①～③のいずれか一つ

① 診断書

② 障害年金証書と直近の年金振込通知書

③ 特別障害者給付金資格者証と国庫金振込通知書もしくは国庫金送金通知書

※新規申請は初診より6ヶ月以上経過していること。
※障害年金証書、特別障害者

給付金資格者証は精神障害を事由とするもの。

※申請書、診断書様式は福祉課及び各支所福祉担当係にあります。

※写真は、たて4cm×よこ3cmのサイズで本人のみが上半身正面向きで写っているもの。帽子、サングラス着用は不可。

問い合わせ先

阿蘇市役所福祉課総合福祉係
TEL 22-3145

特設人権相談所を開設します

日時 10月10日(火)

午前10時～午後3時まで

場所 阿蘇市保健福祉センター
相談内容 家事問題(相続、離婚、親子関係など)、金銭問題、登記手続、いじめ、差別などや心配ごとなど

※秘密は厳守します。

担当者 人権擁護委員4名

(江入美榮子、實袈袈人、亀井カヨ子、迫幹雄)
事務局職員1名

なお、人権擁護委員は今回の特設人権相談日以外でも、自宅において、相談を受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。



阿蘇地域振興局出前講座

県民の方々の県政への理解とパートナーシップを深めていくことを目的に、阿蘇地域の小中学校・高等学校、地域住民の集会等に直接出向いて、地域振興局の業務等に関する説明や意見交換を行う、「阿蘇地域振興局出前講座」を実施します。

【申し込みができる団体等】

阿蘇郡市内の小中学校、中学校、高等学校、各種団体、地域住民で構成するグループ等 ※テーマ別に異なるため要確認

【実施日時】

原則として申込者の希望に合わせます。
(但し、原則として土日祝祭日を除く)



【講義者及び費用】

阿蘇地域振興局職員
原則として講義は無料(テーマによっては実費負担有り)

【申し込み方法】

実施希望日の1ヶ月前までに、所定申込書によりお申し込みください(FAX、メールによる申し込みも可)。

【問い合わせ・申し込み先】

熊本県阿蘇地域振興局 総務振興課 総務調整班
TEL 2 2 - 1 1 1 1 (内線303) FAX 2 2 - 4 1 0 3
E-mail : asousoumu@pref.kumamoto.lg.jp

阿蘇地域振興局出前講座の内容

テーマ・内容	テーマ・内容
ユニバーサルデザインの基本的な考え方と熊本県の取り組みについて	未成年者の飲酒の心身への影響について
阿蘇の産業・観光等の振興と課題	思春期の心と体の変化について理解し、思春期に起こりがちな問題(望まない妊娠、対人関係での悩み等)を通して対処方法があるのかを学習する
地域資源を生かした地域づくりの現状と先進事例の紹介	難病対策や制度について
市町村合併の流れとその意義について	心を病むとはどんなことかを理解し、障害者への対応、ボランティア活動、障害者の福祉制度について
熊本県が重点的に取り組む施策についてわかりやすく説明	阿蘇ではどのような農作物がどのように生産されているか
男女共同参画の取り組みについて	生産地の表示制度、農業等に関する制度、トレーサビリティなどについて
県税のしくみ、税の必要性	食農教育の一環として、管内の人材バンク等を活用して伝統郷土料理などを紹介
地球温暖化防止への取り組みについて	農業技術の変化や新しい農業技術を紹介
「福祉は生活」という視点に立ち、福祉事務所の業務全般や地域住民相互による支えあいの地域づくりである「阿蘇やまびこネットワーク」について理解を深める	農業農村が持つ多面的役割について
障害者の抱える問題やノーマライゼーションの理念について学び、共に生きる社会の実現に向けての理解を深め、県(行政)としての取組を紹介する	阿蘇谷のほ場整備など、阿蘇地域の農業農村の歴史をわかりやすく講義する
高齢化に伴う問題や福祉施策・制度等について理解を深める。加齢による身体的能力の低下を理解するため高齢者の疑似体験等を実施する	森林が持っている機能と私たちの関わりを解説する
配偶者やパートナーに対する暴力は犯罪であることなどDV(ドメスティック・バイオレンス)についての理解を深める	身の回りの樹木の種類や生態などについて標本づくりなどを通じて解説する
大気汚染、水質汚染、ゴミ問題について、ビデオ、パワーポイントを使用し、理解を深める	阿蘇地域で盛んなシタケ栽培や近年注目されている炭(焼き)について説明する
生活環境としての川の環境を知り、川の底生動物による水質判定法を学ぶ	森林を整備していくために必要な作業の体験を通じてみどりの大切さを伝える
覚せい剤等の薬物乱用防止に関する講習会	阿蘇地域で盛んなシタケ栽培の駒打ち体験を通じて地域の産業を知る
むし歯予防と歯の病気について学習する	近年注目されている炭焼きを簡易な方法で体験し併せて利用方法を解説する
結核とはどんな病気なのか。早期発見、早期治療の大切さを学習する	高齢者や障害者に配慮した建物づくり、まちづくり
「エイズ」とは何か。その発生からその発生から原因と予防まで、また、差別と偏見問題までを学習する	土砂災害に対する知識をわかりやすく説明
0-157とは何か。その感染から発病、予防までの0-157に関する一般学習	公物(道路・河川)ボランティア制度をわかりやすく説明
正しい食生活のあり方	渋滞緩和や観光ネットワーク強化に向けたわかりやすい標識への動きと工夫を説明
	屋外広告物についてわかりやすく説明
	阿蘇の道の現状、これまでの道づくりとこれからを説明

戦没者等のご遺族の皆様へ
特別弔慰金の請求はお済ですか?

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日を基準日に公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合、第8回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が発行されます。

- 対象者 対象となるご遺族は次の順位による先順位のご遺族お一人です。
1. 弔慰金の受給権者
 2. 戦没者等の子
 3. 戦没者等と生計関係を有しており、かつ、戦没者等の死亡以降、戦没者等の親族以外と婚姻、養子になつていない①父母②孫③祖父④兄弟姉妹
 4. 3以外の①父母②孫③祖父④兄弟姉妹
 5. 1から4以外のご遺族で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた三親等以内の親族

請求の受付 阿蘇市役所福祉課総合福祉係 内牧支所福祉介護係 波野支所住民福祉係

請求の期限 平成20年3月31日まで

持参するもの ①第6回、第7回特別弔慰金の国庫債券表紙または裁定通知書※受給された方のみ ②印鑑 ③戸籍等の交付手数料 ④公務扶助料、遺族年金等の証書番号、記号のわかる書類※平成11年4月1日〜平成17年3月31日の間に年金受給者が失権

行政書士による 無料相談会

※10月は行政書士制度強調月間です

相談に応じる内容 各種許認可・登録に関すること、会社・医療法人・協同組合等の法人設立に関すること、

※行政書士には守秘義務が課せられています。

行政書士による 無料相談会

日時 10月19日・20日の2日間
午前10時〜午後4時まで

場所 熊本交通センター地階
「観音の泉前広場」(熊本市桜町)

電話での相談が難しいケースやご来場いただける皆様へ、専門の行政書士が直接面談にて相談に応じます。

お知らせ



10月は労働保険適用
促進月間です

事業主の皆さん、「労働保険」の加入はお済でしょうか。

「労働保険」とは、労災保険と雇用保険を合わせた総称で、政府が管掌する保険制度です。この「労働保険」は事業の種類や規模に関わりなく、農林水産業の一部を除いて、労働者を一人でも雇用している事業主は、保険関係成立手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。しかしながら、サービス業、卸・小売業等を中心に、かなりの未手続事業場が残されています。労働者の方が業務及び通勤による負傷や疾病にかかったり不幸にも死亡された場合に必要な労災保険給付が安心して受けられるように、また、リストラや倒産等により失業した場合の失業給付や、在職中における育児及び介護休業中の給付等が速やかに受けられるよう、早めに保険関係成立の手続きをされますようお願いいたします。

問い合わせ先

熊本労働局労働保険徴収室
TEL 096-211-1702

「就職活動支援セミナー」 受講生募集

県では、35歳以下の求職者の方（学生を除く）を対象にビジネスマナーなど企業が求める就職基礎能力を身につけるための講習会「就職活動支援セミナー」の受講生を募集しています。

期日

10月25日(水)～31日(火)

※土日を除く5日間

会場 NTT津浦セミナーハウス(熊本市津浦町)

受講料 無料(別途テキスト代2,000円は自己負担)

募集期間

10月2日(月)～13日(金)

申込方法

管轄のハローワークの窓口でお申し込みください。

問い合わせ

熊本県立熊本高等技術訓練校
TEL 096-378-0121

男女共同参画アドバイザーを派遣します

県では事業所や各種団体が行う男女共同参画に関する研

新しい水中健康教室のご案内



体を動かすのが気持ち良い季節となりました。今日から健康のために何かスポーツを始めてみませんか？息が切れるほどつらいのはイヤだし、スポーツによるケガも心配。腰やひざが痛くて体調も万全でないしと、二の足を踏んでいる人もいるのでは？そんな人こそおすすめしたいのが、水の特性を利用して行う「水中運動」です。

下記の内容で実施します。1回でも毎回参加してもかまいません。受講料は**無料**ですので、この機会にぜひ体験してみてください。

日 時	毎週水曜日の計9回 (10月11日、18日、25日/11月1日、8日、22日、29日/12月6日、13日)
教室	午後7時～8時の1時間
受付	午後6時半～7時
場所	アゼリア21プール
持参品	水着、水泳帽子、タオル
講師	NPOスポーツ福祉くまもとの松尾先生、光木先生
実施内容	アクアビクス



- ・ウォーミングアップ-軽いウォーキング、身体をほぐす
- ・メインエクササイズ-ウォーキング、ジャンプ、ジョギング
- ・グループエクササイズ/クールダウン

問い合わせ・申し込み先

阿蘇市役所保健課保健予防係 TEL 22-3167

※当日に申し込んでも構いませんが、できる限り事前申込をお願いします。

秋の行政相談週間

10月16日(月)～22日(日)

全国一斉に行政相談週間が実施されます。

10月16日(月)から22日(日)まで"秋の行政相談週間"が全国一斉に展開されます。

本市には、総務大臣から委嘱を受けた3人の行政相談委員が随時、ご相談をお受けしております。

皆さんの身の回りで行政に対するご意見、苦情、要望などがございましたら、お気軽にご相談下さい。秘密は固く守られます。

佐藤 隆 昭

一の宮町宮地154番地3 TEL22-0162

松本 ユリ子

黒川134番地1 TEL34-1262

佐藤 日出生

波野大字波野1538番地 TEL24-2351



熊本県男女共同参画パートナーシップ推進課
TEL 096-333-2287

修会や講演会にアドバイザー(講師)を派遣しています。講師への謝金と旅費は県が負担します。セクハラ防止、DV(配偶者間の暴力)防止、女性の登用などに関する研修会等も対象になります。ぜひ御利用ください。男女共同参画で男女が共に暮らしやすい社会にしましょう。

問合せ先

石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金等

▼平成13年3月26日以前に死亡された場合

①特別遺族給付金は、平成21年3月27日以降は請求できなくなります。

②特別遺族給付金(特別遺族年金)は、請求があつた日の属する月の翌月分からの支給になります。早めに請求されることをお勧めします。

▼平成13年3月27日以降に死亡された場合

①労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となります。

②労災保険法に基づく遺族補償給付の請求権の効力は5年で消滅します。

③医学的資料については、法律上の保存年限(エックス線、CT等の検査記録は3年間、カルテは5年間)が定められていますので、できる限り早急に請求してください。

▼現在療養中の労働者の場合

石綿による疾病に罹患し、現在療養している労働者の方は、労災保険法に基づく療養補償給付・休業補償給付の支給対象となります。

▼救済給付との同時請求について

石綿による疾病について、石綿ばく露の原因が業務によるものか、業務以外の原因によるものか明らかでない場合には、労災保険法に基づく請求と救済給付の申請を同時に行うことも可能です。

各種制度の問い合わせ先

特別遺族給付金や労災保険制度については、熊本労働局(096-211-1701)へ、労災保険給付の対象とならない方への救済給付については、独立行政法人環境再生保全機構(0120-389-931)までお問い合わせください。

従業員の採用選考についてのお問い合わせ

わが国の憲法は、職業選択の自由を基本人権の一つとして、すべての国民に保障しています。従業員採用に当たって、本籍、出身地、家族の職業、資産、思想・信条等を聞いた書かせたりしないようにし、応募者の適正と能力に基づかない、誤った採用選考を行わないよう強く求められています。また、戸籍謄(抄)本の提出及び身元調査は、就職差別につながりませんので、行わないように強く求められています。

新規学校卒業者の採用に当たって、企業等が求める応募書類については、中学卒は「職業相談票(乙)」、高校卒は「全国高等学校統一応募書類」を使用し、大学卒等は「大卒用応募社用紙の参考例」の活用をお願いします。

新規学校卒業者以外の、一般の採用選考においては「日本工業規格(JIS)履歴書」を使用してください。

適正・公平な採用選考を実施し、就職差別を解消していくことは、県民すべての課題です。

各機関、団体、企業におかれましては、適正な採用選考の実施について、積極的に取り組みいただきますようお願いいたします。適正な採用選考推進協議会より

問い合わせ先

阿蘇公共職業安定所
TEL 22-8609

引揚者のみなさまへ

税関では、終戦後、外地から引き揚げて来られた方々からお預かりした通貨や証券類をお返ししています。お返しする通貨等は次のものです。

1. 終戦後、外地から引き揚げて来られた方々が、上陸地の税関・海運局に預けられた通貨・証券など
2. 外地の集結地において、総領事館、日本人自治会などに預けられた通貨・証券などのうち、その後日本に返還されたもの

お預かりした通貨等の半数以上は返還のお申し出がなく、現在も税関に保管されたままになっています。

これらの返還については、ご本人だけでなく、ご家族の方も請求することができます。お心当たりの方は、お気軽に税関へお問い合わせください。

問い合わせ先

長崎税関監視部
TEL 0120-828-680
〒850-0862
長崎市出島町1番36号

ホームページによるお知らせ
http://www.nagasaki-cus
toms.go.jp



重症心身障害児(者) B型通園事業「なかよし広場」のご案内

平成17年3月、熊本再春荘病院は、在宅の重症心身障害児(者)の通園施設として「なかよし広場」を開園しました。(現在30名、2歳~32歳までの方が登録され利用されています。)
療育の内容としては、歌やゲーム遊び、利用者の状態に応じた生活援助やリハビリ、また、行事やレクリエーション活動など一日を楽しく過ごす日課を用意しています。ご希望の方は、「なかよし広場」の見学や、利用相談も受け付けていますので下記の問い合わせ先までご連絡下さい。

利用対象者	在宅の重症心身障害児(者)
利用日	月曜日~金曜日 9:30~15:30 (土日、祝祭日、年末年始を除く)
費用	1日 460円
職員構成	医師、看護師、児童指導員、保育士、理学療法士など

問い合わせ先 国立病院機構 熊本再春荘病院「なかよし広場」(合志市) TEL096-242-1000(内線8311、552)



サイバー犯罪 Vol.2 家族みんなで気をつけよう!

サイバー犯罪とは、コンピュータやインターネットを利用した犯罪のことです。年々増加しておりますので、気をつけましょう。

青少年の皆さん、そして保護者の皆様へ

出会い系サイト

●大人でも、18歳未満でも、援助交際に誘えば犯罪
出会い系サイトを利用して大人が18歳未満の児童に性交等の相手をしてほしい、お金を払うから交際してほしいなどと書き込みをすることは「出会い系サイト規制法」で禁止されており、処罰の対象となります。また、18歳未満の児童が性交等の相手や援助交際の相手を探す書き込みをすることも、同様に禁止されています。

●甘い言葉の奥に、恐ろしいワナが

メールの相手はどんな人なのかわかりません。出会い系サイトで知り合った者に殺されたり、誘拐されたりする事件が発生しています。

実例 2005年11月、携帯電話の出会い系サイトで知り合った男に、風俗店で働かされ、客とわいせつな行為をさせられた。

対策

- ・「出会い系サイト」は、見ない。利用しない。
- ※出会い系サイトにかかると犯罪予防ページ
<http://www.npa.go.jp/cyber/deai/>

有害サイト

●甘い言葉の奥に、恐ろしいワナが

ネット上には出会い系サイトのほか、わいせつ、薬物、犯罪、暴力、自殺など子どもに有害な情報を掲載したサイトがたくさんあります。子どもをもつ親として、子どもがそのような有害情報に触れることのないよう、注意してください。

対策

- ・フィルタリング
- ※インターネット上の有害サイトへのアクセスを制限する機能です。携帯電話事業者等が提供するフィルタリングサービスや一般に販売
- ・頒布されているフィルタリングソフトが利用できます。

熊本県警察本部の犯罪に関する相談窓口
TEL 096-383-9110
分からないことや被害に遭った方は
阿蘇警察署(TEL 22-5110)までご連絡下さい。

広報あそに関するお知らせ



ふるさと便りのお知らせ

阿蘇市では、阿蘇市を離れた方や阿蘇市を愛する方へ広報誌を有料で配送するサービスを行っています。知人や親戚で、阿蘇市の情報を欲している人がいらっしゃいましたら、ぜひ「ふるさと便り」をご紹介ください。

年間送料代 1, 440円

※1月号～12月号を基準とし、年間更新とします。途中申し込み・解約も可能ですが、年間送料代をいただきます。希望者には案内文及び払込取扱票をお送りいたします。発送は入金確認後行います。

みんなの掲示板がスタートします。

地域のスポーツ情報やイベント情報など、より地域に密着した情報掲載の要望が多いため、このたび「みんなの掲示板」をいう新しいコーナーを設け、地域の方々に広報誌の一部を開放する運びとなりました。掲載できる内容は以下のとおりとなっております。皆さんからの情報をお待ちしております。

掲載内容

- 阿蘇市体育協会等主催の地域のスポーツ情報(大会告知、結果発表など)※阿蘇市民だけで行う地域スポーツ大会に限りです。
- 地域のイベント、地域のお宝、おすすめ情報
- 募集情報(ボランティア活動、サークル活動など)

注意点

- ・スペースに限りがあるため、文字数を制限する場合があります。
- ・阿蘇市民の皆さんが楽しく読むページです。阿蘇市民に無関係の話題はご遠慮ください。
- ・要望や苦情については掲示しません。
- ・営利目的やお金が絡む内容のものなど、広報掲載に不適切と判断したものに関しては、掲載いたしません。
- ・掲載内容が多い場合は、順番とし、期日に影響があるものを優先いたします。

